Ｊ－クレジット東北地域推進協議会設置要領

平成２５年　７月　３日制定
平成２７年　９月　２日改正
平成２９年　３月　７日改正
令和　３年１１月　１日改正
令和　４年　２月１６日改正
令和　５年　１月２０日改正
令和　６年　１月１５日改正
令和　６年　８月２６日改正

Ｊ－クレジット東北地域推進協議会

１．目的及び設置

Ｊ－クレジット制度の活用を図り、東北地域における温室効果ガスの排出削減に資するため、Ｊ－クレジット東北地域推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

２．活動内容

推進協議会の活動内容は、次のとおりとする。

（ア）Ｊ－クレジット制度に関する関係者間の情報共有、案件発掘及びマッチング支援
（イ）推進協議会の構成機関が有するネットワークを活用したマッチングの仕組み作りの検討
（ウ）東北各県におけるＪ－クレジット制度に関する協議会や研究会等の活動支援
（エ）その他、推進協議会の目的に資する活動

３．組織

（１）推進協議会は、学識経験者及び関係機関（以下「構成員」という。）並びにオブザーバー機関をもって構成する。
（２）推進協議会は、必要があると認めるときは構成員を追加等することができる。
（３）推進協議会に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。
（４）推進協議会は、活動を効果的効率的に進めるため専門部会を設けることができる。

４．会議

（１）推進協議会の会議は、事務局が招集する。
（２）専門部会を設置した場合にあっては、会議を年１回以上開催する。
（３）前二項に掲げる会議には、必要に応じて関係者を参加させることができる。

５．事務局

（１）推進協議会の事務局は、東北経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課カーボンニュートラル推進室に置き、推進協議会の運営及び庶務を行う。
（２）推進協議会の事務局は、外部に委託することができるものとする。